

度も行うための改正でございます。

次のページでございますが、初めから四行目の附則第十条は、肉用牛の免税規定でございますが、見出しを改め、従前、免税対象の牛は、肉用の牛及び乳用の雄牛でありましたが、租税特別措置法の改正によりまして、乳用の雌牛を加え、また一頭百万円以上のものは免除であったものが課税されることになったものです。第二項は、免税対象外の肉用である場合には、その対象外の肉用牛の売買価格の百分の一の税と、それ以外の所得の通常の課税の合計額が、すべての肉用牛の売買価格を含めて通常の課税とすることが選べる規定になったわけですが、当市には、ほとんど、という例はございません。

次のページでございますが、三項に移りたいと思いますが、最後から五行目でございます。三項は、みなし法人については免税対象肉用牛については免除として、その肉用牛については通常の課税とする規定でございます。

次のページでございます。次のページの最初の附則十三条でございますが、

固定資産税関係でございますが、見出しを、評価替えに伴う年度を改め、四号につきましては、用語の整理と次のようにあります六、七、八につきましては、用語の定義を定めただけでございます。

次の真ん中辺にございます附則十四条でございますが、宅地等に関する評価替えによる急激な税負担を緩和するため、負担調整を従前の三段階から五段階に改め、年度も昭和五十七年度から五十九年度までとするものであります。そこに載っておる表のとおり、五段階に分けた次第でございます。

次のページの、表の次の附則十五条でございますが、これにつきましては、農地につきましても、評価替えに伴う年度を五十七年度から五十九年度までに改め、負担調整措置を従前の三段階から四段階に改めると、同じような処置をしたわけでございます。

次の表は省略いたします。次の最後から三行目の「附則十五条の三第一項を次のように改める」というところから、次のページはすべて御説明申し上げますと、この件につきましては、従前の減額農地制度にかわりま

して、昭和五十七年以降、徴収猶予制度となつたため改めるもので、新たに旧A・B農地以外に坪当たり三万坪以上の旧C農地も適用され、評価額を宅地並みの二分の一を課税標準額として計算されること。ただし、新たに対象となります旧C農地につきましては、一律に満額課税はいたさず、二分の一の額にこの表の年度別進行率を乗じて算出しようとするものでございます。なお、既適用市街化区域農地旧A・Bにつきましては、後ほど附則十五条の四によつて、宅地等に準じて負担調整措置が講ぜられます。

次のページでございますが、十五条の三の三項は、制度改正によるため削除いたしました。同条二項には、新たに昭和五十八年度以降、地目変更によつて市街化区域農地となつた場合によつては、附則十五条の三、一項及び改正後の第二項に準ずる規定でございます。本規定を第三項とし、第二項につきましては、新たに単位評価額は坪当たり三万坪以上となつた市街化区域農地に対する適用の方法を定めたものでございます。

次のページをお開きいただまして、その表につきましては省略させていただきます。だまにと思ひます。

次に、中間の附則十五条の三に第一項を加えるとしておりますが、同様都市計画によつても新たに市街化区域農地となつた場合の準用によつて、用語の読みかえを定めたものでございます。

次の表につきましては省略いたしました。次のページをお開きいただまして、表の最後の、次の十五条の四につきましては、いままで旧A・B農地によつては、附則十五条の三第一項で御説明申し上げましたように、宅地等と同様の負担調整を、五十七年度から五十九年度まで行ひ規定でございます。

次のページに移りたいと思ひます。次のページの最後から三行目でございますが、附則十五条の五として一条を加え、昭和五十七年度以降、市街化区域農地のうち、単位評価額三万坪以上の旧C農地及び旧A・B農地の納税免除規定でございます。現に耕作されておひ、十年以上営農を継続しようとする長期営農継続農地につきましては、五

年更新により農地課税以外の税を免除しようとするものでございまして、これが新たに農地の関係について入ったことで、当分の間、この方向で国は進めるようでございます。二項につきましては、申告の期限、三項につきましては申告の内容、四項につきましては、農地課税審議会の議を経ること、というところでそのページを終わりたいと思います。次のページでございますが、次のページは五、六、七、八、九となっておりますが、これは市長が処置をすることとございまして、第五項は五年を経過するまでの猶予規定、六項は徴収猶予取り消しのときの規定、第七項は天災、事故、換地等により長期営農農地として保全できなくなったときの、そのときの時点の免除規定、第八項は、その際の届け出し、九項につきましては解約手続きを定めたものでございます。次のページをお開きいただきたいと思います。次のページの十八条中の改正につきましては、冒頭の関係でございますが、土地の免税点、条例第五十三条のとおり評価額十五万円以下でございしますが、農地につきましても、いままで御説明申し上げた負担調整率を行った額を基

準にすると規定でございます。

次に、特別土地保有税の関係でございますが、三行目の附則第十八条の二の二の第二項につきましては、保有税を課する場合、固定資産税額を差引くものでございますが、評価替えにより負担調整率もかわりますので、年度も改めようとするものでございます。

次の中間の、十八条の二の二の次に二条を加えるものでございまして、十八条の二の三につきましては、初めに百十二条で御説明いたしましたか、昭和五十七年度より特別土地保有税は十年間で課税対象外となるわけですが、昭和四十四年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得されたものについては、市街化調整区域のものを除き、従前どおり課税すると。それから、次のページの二項から五項までにつきましては、昭和五十七年四月一日以降、親族、同族会社等の特殊関係者がその土地を取得しても課税する規定でございます。

次のページでございますが、最後の十八条の二の二でございします。次のページに関連します。十八条の二の四につきましては、昭和五十七年度から

五十九年度までに、市街化区域内の土地五百平方メートル以上の土地を取得し、取得後二年経過したときに、住宅等が建設されて、場合合、十年間に限り保有税を課する規定でございます。二項につきましては、土地の取得一年以内に隣地を取得した場合の適用、三項は特殊関係者への適用の規定でございます。

次のページの附則十八条の、中間にござりますが、十八条の三の第一項につきましては、みなし法人の税率の改正でございます。昭和五十六年度におきまして法人税率の二%引き上げ、また中小法人の定限率の適用所得の百万円引き上げ、税率の引き上げ等がありましたため、市民税のみなし法人につきましても今回改めるものでございまして、一号につきまとは、みなし法人の所得割につきまして、いままで七百万円以下の場合は百分の二十三・九、七百万円以上の場合には百分の三十四・二を、八百万円以下百分の二十五・六、八百万円以上百分の三十六・七として、税率を百分の十二・二を百分の十二・三に上げたわけでございます。百万円引き上げてさらに税率も上がったというところでございます。

次に、同条二項二号中につきましては、みなし法人の配当所得分を現行の七百万円から八百万円に引き上げて、それぞれ税率を改めるといふものでございます。三項につきましては、三項の二号中、その事業から受ける事業主報酬が不相当に高額なときは、その不相当分を過大報酬額として法人税割を加算されますが、それにつきましても、七百万円を八百万円にいたしまして、それぞれ税率を変更して改めるものであります。次に、附則といたしまして、第一条、この条例は四月一日から施行しやうとするものです。

次のページの、附則の次に市民税に関する経過措置でございます。第二条市民税の経過措置でございますが、本条例は五十七年度から適用し、昭和五十六年度につきましては従前によることとし、昭和五十七年度の肉用牛につきましては、従前の適用は今回の適用と選捉できる規定となつた次第でございます。

次の三条につきましては、固定資産税の経過措置でございます。次の四ページにつきましては、特別土地保有税の経過措置であり、第

一項は、規定を五十七年度以降について適用、それから次の二項につきましては、昭和五十七年度以降取得される土地及び市街化調整区域の土地で五十七年三月三十一日までに取得したものについては、五十七年度から適用するといふ経過措置でございます。

最後のページでございますが、第三項につきましては、昭和四十四年一月一日以前に取得し、その翌年以降取得して課税されているものについても従前どおりとするものでございます。

このよう経過措置が、今回の税法の改正が種々行われた次第でございます。この改正によって、当分の間、税法の改正は余りないんじゃないかと、いふふうに言われておりますが、一応、以上はなほ雑駁な説明でございますが、慎重審議をくださる御承認をくださいますようお願い申し上げます。まして説明を終わりたいと思います。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本件に対する質疑を行います。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

報告第二号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、報告第二号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第三 報告第三号 専決処分の承認を求めるところについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件につき提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、報告第三号 専決処分の承認を求めるところについて、提案理由並びにその内容について、御説明申し上げます。本案も前議案と同様、専決をい

たしまして御承認を求めようとするものでございます。

それでは内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、条例第十五号の附則第二項につきましては、本年度が評価替への年度にあつており、五十四年度から五十七年度までを、五十七年度から五十九年度までに改め、宅地等につきましては、固定資産税と同様に、負担調整を現行の三段階から五段階に細分化し、評価替えによる税負担の急激な増大を緩和するものでございます。

次に、表を省略いたしました。最後の附則第三項につきましては、農地につきましては年度を改め、次の表の負担により負担調整をかえる次第でございます。表は省略させていただきます。と思ひます。

次の附則四項中の関係でございますが、これは用語の整理でございます。それから、次の附則第五項につきましては、昭和五十七年度から五十九年度までの既適用市街化区域農地、旧A・B農地の都市計画税ににつきましては、同様五段階の負担調整措置が講ぜられるため改正するものでございまして、固定資産税と同じく都市計画も合わせております。

す。以上がこの附則第五項でございます。

次に、最後から四行目、附則第十六項、昭和五十七年度の納期を一月おくらす規定を第十七項とし、八項から十五項までを一項ずつ繰り下げていく。これは法の関係から繰り下げをした次第でございます。

次の附則第七項中の条項を改め八項といたします。

それから、次の附則第六項中を、税法の改正に伴い条項を整理し七項とし、附則第五項の次に、次の一項を加えるわけでございます。

次のページをお開きにいただきまして、附則、市街化区域農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等の関係でございますが、これは附則第六項として、固定資産税で適用する長期営農継続農地の猶予制度の都市計画税への準用と、その用語の、都市計画税の読みかえでございます。

附則といたしまして、この条例は昭和五十七年の四月一日から施行いたし、次に経過措置でございますが、経過措置としては第二項として、改正後の都市計画税条例は、昭和五十七年度から適用し、昭和五十六年

度までは、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げ説明いたしましたと思っております。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本件に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

報告第三号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって報告第三号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第四 報告第四号 専決処分の承認を求めることについて（福生市農地課税審議会条例の一部を改正する

条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、報告第四号 専決処分の承認を求める件につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本案も前議案同様、地方自治法によりまして専決処分をいたさせていたたものでございまして、その承認を求めようとするものでございます。

本条例は、先ほど御提案申し上げた福生市賦課徴収条例に関連いたしまして、農地課税審議会条例中の審議会の所掌事項及びその他用語の整理につきまして一部改正をいたしましたものでございます。

第一条につきましては、用語の整理でございます。

第二条につきましては、従前は市街化区域農地の減額に関する審議でございましたが、今回の法改正に伴い、長期営農継続農地の認定に関する審議に改めようとするものでございます。

第三条及び第四条につきましては、用語を整理するものでございます。附則といたしましたのは、本条例は昭和五十七年四月一日から施行をするものでございます。

以上、大変難解な説明でございますが、慎重審議をくだされ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。いれり本件に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

報告第四号は、原案のとおりに承認することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって報告第四号は原案のとおりに承認することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第五 議案第三十七号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第三十七号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について説明申し上げます。

本案は、本年三月五日付をもちまして、市議会の議員の報酬額及び市長と常勤特別職の職員の給料額について、福生市特別職報酬等審議会に諮問を行って、一回にわたる審議を経た後、去る五月七日付をもちまして受けました答申に基づいて、市議会議員の報酬の額を改正しようとして、御提案申し上げたものでございます。

改正の内容でございますが、報酬の額を規定をしております第一条におきま

して、議長、現行三十万円を三十三万三千円に、三万三千円、二%アップ。副議長、月額二十六万五千円を二十九万四千円に、二万九千円、同じく二%アップ。それから、常任委員長、月額二十五万五千円を二十八万三千円に、二万八千円、同じく二%アップ。それから、議員月額二十五万円を二十七万八千円に、二万八千円、二%アップ。それぞれ改正をしようとするものでございます。

なお、ちなみに順位について申し上げますと、今回の改正で、実はこの議案送付した時点におきましては、二十六市中十九番目でございまして、今回上程されておられる御案内のとおり、多摩市並びに東久留米におきまして、今回上程されておられます改正案が議決されるようになりますと、二十番目と相なるわけでございします。

次に、附則の関係でございますが、第一項は本条例の施行日を、それから第二項は、新条例の適用年月日を昭和五十七年六月一日からとする。それから、第三項におきましては、改正前の条例の規定によりまして六月一日から条例施行の日の前日までに支払われた報酬等につきましては、新条例による報酬等の内払いであるというものを規定したものでございします。以上、まことに雑駁でございしましたが、慎重審議を賜うまして、原案にお

う御可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

、れより本案に対する質疑を行います。

○十番（遠藤洋一君） ただいまの議案第三十七号に関しましては、審議会で慎重な御審議等々があつたというふうに思ひますけれども、また付託された総務委員会でも慎重な御審議と思ひますけれども、二つほど、ぜひ伺いたいと思ひます。

一つは、そんなにむずかしい、とやなんですかけれども、大体二%くらいの報酬のアップというのが出てくるわけですが、一番大きな根拠ですね、なぜ二%くらいになつたかというところが、審議会の中で審議されたようなことがあれば、ぜひ伺いたいと思ひます。

もう一つは、適用日をなぜ六月一日にしたかというところの疑問と、二つなんですかけれども、伺いたいと思ひます。

○総務部長（浅見裕康君） 自席からお答え申し上げます。

まず第一点の、アップ率の関係でございますけれども、最大の理由は、や

けり、この二十六市における、あるいは新市、九市における議員さんの報酬の額の実態からだと思ひます。御案内のとおり、二十六市中における平均といひますと、約、議員さんで三万三千四百に、現在時点で相なっております。そういう、いわゆる全体的な比較の中におき、なかなか、本市の場合は低いというところを一応含めたい。

それから、あと一点、やはりそういうことなら一氣に平均くらい、というふうなことも考えとしてはなるわけですが、やはり急激なアップということについては、市民感情、あるいは市の財政事情、諸々の要件、そういうもの、兼ね合ひの中で、やはり余り適当ではないだろう、というふうなことで、一応前年度並みに二%、それが現在時点であり、ものであるというふうなことから結論づけられたというふうな、私は感じをいたしておきます。

それから、適用日につきましては、一応審議会の中におきましては、やはり答申をした日の直近の月から、やはり実施をしていただくのが適当であろうというふうな結論に相なりました。六月一日というふうな答申をいただいたと

いうふうな経過でございます。以上でございます。

○十番（遠藤洋一君）

理由の方の、ずっとお聞きをしまして、二十六市の実態から比較をして、いろいろ形になたというところで、急激なアップなども含めて、いろいろけれども、やられることで、昨年並みの二%というところはわかったんですが、わからないのは、適用日の六月一日に関して、答申をしたその月からというところなんですが、五十年からすると、いま見てたら大体四月一日に適用というのが、ずとあったわけですね。それらの、とらえ方と、五十年以降は答申が三月、四月に行われて、それで四月になったというふうに考えられるわけですが、でも、その説明では、答申を受けた月に近い月から適用するのが適当であらうというところですから、前の四月一日も適用のときも、そのような形で、答申が非常に四月に近かったというところを、四月一日に適用を受けたいというところは、どうですか。

○総務部長（浅見裕康君）

お答え申し上げます。

確かに、いまお話をいたしましたように、昨年から六月実施というふうな形に、態に相なっております。従来、四月一日というのは、やはり遡及し